

2-45-10

国王尚穆の、中国難民林四官等を護送するむねの執照

(乾隆二十六《一七六一》、九、二十四)

琉球国中山王尚(穆)、護照を給発し、以て関隘を憑し、以て難人を送る事の為にす。

照得するに、中華の遭風難人林四官は福建興化府莆田県の商民に係り、陳天相は福建泉州府同安県の人氏に係る。旧年冬、各船先後して破壊し、竟に自ら櫃に落して、本国属島両処に飄入す。各島地方の官救養し、護送して国に到る。経に即ちに館に発りて安挿し、例に照らして廩餼と衣服等の件を給与す。査するに、康熙二十三年の間、部文を准けたるに内に開すらく、今、海禁已に開け、応に浜海の外国の王等に移文して、凡そ各省の船隻の漂至する者有れば、収養して解送せしめよ、等の因あり。旨を奉ずるに、「議に依れ」とありて、欽遵せしこと、案に在り。今、乃ち経に皇恩を蒙り、貢一期を免ぜらる。並<sup>た</sup>えて船隻、搭すべきの便無ければ、特に都通事金節等を遣わし、海船一隻に坐駕し、梢役共計三十九員名を率領し、前みて福建等処承宣布政使司に至りて、交卸して回籍せしむ。但だ遣わす所の員役、若し文憑無ければ、誠に汎口の官軍の盤阻して便ならざるを恐る。合に照を行給すべし。

此れが為に、今、王府、礼字第八十一号の半印勘合の執照一道を給し、都通事金節等に附して収執して前去せしむ。如し経過の

関隘及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇えば、即便に放行して留難して遅滞するを得る母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

護送都通事一員 金節 人伴四名

司養贍大使一員 武成允 人伴四名

管船夥長・直庫二名 陳国佐 楫利涉

水梢共に二十七名

難人二名林四官 陳天相

計開 難人陳天相の随帯の物件

一、小劍一把

一、蘇木二斤

一、馬包一件 内に零碎の雜貨を蔵す

一、錢袋二個 内、共計するに銅錢三百多文

一、麻袋二件

一、草包一件 内に零碎の雜貨を蔵す

一、蓆子一件

一、斧頭一把

一、銅面盆一個

一、鉄釘拾一包 共に重さ一千二百六十九斤

一、鉄箍大小十二個、共に重さ二千二斤

一、舖蓋一網

右の執照は、都通事金節等に附し、此れを准ず

乾隆二十六年九月二十四日 給す

注(1) 零碎 こまかな物。

2-45-11  
福建布政使司より国王尚穆あて、中国難民の護送と護送船の  
開館貿易について知らせるむねの咨

(乾隆二十七年閏五月十一日、巡撫部院定(長)の批を奉じたる  
德前司の詳あり。<sup>②</sup>  
又、具報する事の為にす。  
乾隆二十七年閏五月十一日、巡撫部院定(長)の批を奉じたる  
查得するに、乾隆二十五年正月の間に、興化府莆田県の商民  
林四官は、即ち林仙、胡八官と共に本府商民胡七官の船隻に附  
搭し、泉州府に往きて雑貨を収買し、天津府に往きて発売する  
有り。又、山東岱山に到りて紅棗を収買し、十一月初二日、岱  
山に在りて開駕し、浙江寧波府に往きて発売せんことを要する  
も、初四日洋中にて陡かに颶風に遭う。十三日に至りて船身破壊  
し、船中の舵水、杉板小舟に跳入し、各自逃生す。惟だ林仙・胡  
八官兩人は食米を随帶し、水櫃に坐落し、波に随いて飄流す。二  
十五年十二月初三日夜に至り、琉球国属島の麻姑山浦底浜洋面に  
飄至す。經に該国地方の官、救護して登岸す。胡八官は当時身故  
したれば、棺を備えて掩埋す。只だ林仙一名を存するのみ。乾隆  
二十六年二月二十五日に中山に送至す。又、泉州府同安県の商民  
陳天相有り。伊、表兒蔡韜官の船上に在りて幫理す。船中の舵梢

為にす。  
貴国王の咨を准けたるに称すらく、乾隆二十五年十二月初三日  
夜、中国の風を被りたるの難人二名、水櫃に坐落し、麻姑山浦底  
浜地方に飄至する有り。一名は登岸して即ち死し、一名は枵腹し  
て斃を待つも、粥を以て調養して、方めて復蘇するを得たり。難  
人の口称に詢拠するに、生者は林四官、死者は胡八官にして、俱  
に福建興化府莆田県の商民に係る。又、乾隆二十五年十一月十一  
日夜、中国の風を被りたるの難民一名、米櫃に坐落し、大島名瀬  
大熊地方に飄至する有り。難人陳天相の称に詢拠するに、福建泉  
州府同安県の商民に係る。各地方官の具報に拠るに、随即員を  
差わして、接慰して糜餼を給発し、另に衣服・酒肉等の項を賞  
す。特に都通事金節・司養瞻大使武成允等を遣わし、梢役を率領